

V 公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の使用料改定について

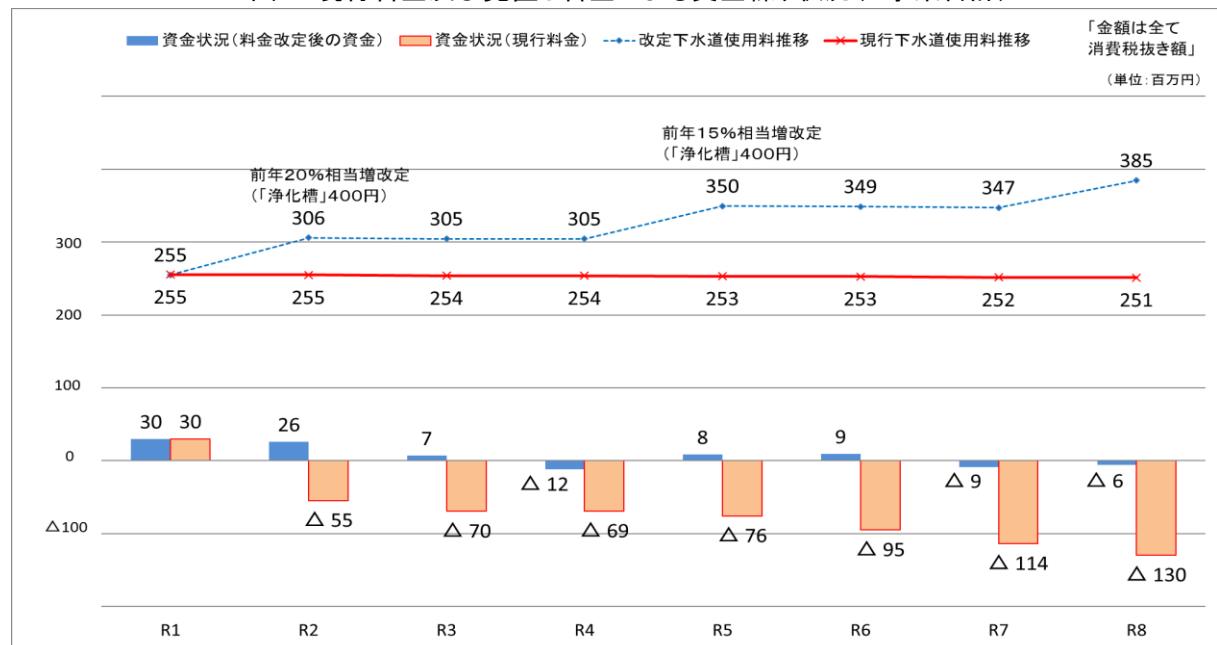
1. はじめに

下水道事業は独立採算での経営が基本ですが、一般会計からの補助金と借入金に依存している状況です。一般会計からの補助金については、進行する少子高齢化対策のための子育て支援・高齢者福祉、公共施設の維持管理・更新等の支出が今後増加することから、これまでどおりの補助は難しい状況となっています。

また、老朽化した下水道施設の更新や維持管理に必要な経費の増加が見込まれる一方で、使用料収入は人口減少や節水機器の普及等により減少が見込まれ、このまま現行料金で経営を継続した場合、令和2年度から資金状況の赤字が見込まれます。

そのため、いつまでも安定して下水道をご利用いただけるよう維持管理等できる限りの改善策を講じながら下水道経営の健全化に努めますが、令和2年度から段階的に使用料の改定が必要となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

図1 現行料金及び見直し料金による資金繰り状況(3事業合計)



2. 使用料の改定額は

- ・裏面のとおりに

3. 今後のスケジュール

- 町民懇談会(6月中旬～6月下旬) ⇒ 懇談会意見取り纏め(7月上旬～7月中旬)
- 住民説明会(8月上旬～9月下旬) ⇒ 住民説明会意見取り纏め(10月中旬)
- 上下水道運営協議会審議(11月中旬)
- 町議会議員全員協議会説明(11月下旬)
- 12月定例議会改定案提出(12月上旬)
- 利用者への周知(1月上旬～3月下旬)
- 4月使用水量から新料金適用(請求は5月)

【使用料の改定額】

① 公共下水道、農業集落排水

下水道の汚水処理に必要な経費（使用料対象経費）は、下水道使用料として使用者に使用量に応じて負担していただくという観点から、令和2年度から令和4年度までの3年間で見込まれる資金不足等をもとに算定した結果、現行料金から20%相当額の増額が必要となり、具体的な改正額としては、表1のようになります。

表1 新旧料金表(消費税抜き)

使用区分		一般用		増加額
		旧	新	
基本使用料		1,000円	1,200円	200円
超過使用料(1㎡当たりの加算使用料)	1㎡～10㎡	110円	130円	20円
	11㎡～20㎡	170円	210円	40円
	21㎡～30㎡	200円	240円	40円
	31㎡～40㎡	230円	280円	50円
	41㎡～50㎡	240円	290円	50円
	51㎡～100㎡	260円	320円	60円
	101㎡～500㎡	270円	330円	60円
	501㎡～	290円	350円	60円

(参考) 1ヶ月あたりの使用量別比較表(消費税抜き)

従量(㎡)	現行 使用料単価	改正後 使用料単価	増減額
6	1,660円	1,980円	320円
12	2,440円	2,920円	480円
20	3,800円	4,600円	800円
25	4,800円	5,800円	1,000円
30	5,800円	7,000円	1,200円
35	6,950円	8,400円	1,450円
40	8,100円	9,800円	1,700円
45	9,300円	11,250円	1,950円

② 浄化槽使用料

現状の浄化槽料金については、平成16年度事業開始から5～10人槽で1か月あたり税抜き2,000円となっております

この料金は、保守点検料及び法定検査料に加えて浄化槽補修費を料金対象とするもので、汲み取り・清掃などの管理は個人費用となります。

今回、この浄化槽使用料も20%増額し、2,000円/月から2,400円/月(税抜き)に増加する予定であります。

表2 新旧料金表(消費税含まない)

使用区分	使用料	
	旧	新
5人槽～10人槽	2,000円	2,400円